

作成日 2006/10/10
改訂日 2018/07/25

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	硝酸ソーダ
製品コード	1111600135001
整理番号	kisoka1153-9
供給者の会社名称	日産化学株式会社
住所	東京都中央区日本橋 2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング
担当部門	化学品事業部 基礎化学品営業部
電話番号	03-4463-8140
FAX番号	03-4463-8138
緊急連絡電話番号	03-4463-8140

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性固体 区分外 自然発火性固体 区分外 自己発熱性化学品 区分外 水反応可燃性化学品 区分外 酸化性固体 区分3 金属腐食性物質 区分外
健康有害性	急性毒性（経口） 区分外 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分外 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B 生殖細胞変異原性 区分2 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（血液） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（血液）
環境有害性	水生環境有害性（急性） 区分外 水生環境有害性（長期間） 区分外 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H320 眼刺激
H370 血液の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による血液の障害
H272 火災助長のおそれ：酸化性物質
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い

注意書き 安全対策

衣類及び他の可燃物から遠ざけること。(P220)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
使用前にMSDSを読み、安全注意を理解してから取り扱うこと。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
可燃物と混合を回避するために予防策を取ること。(P221)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

- 応急措置** 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
 特別な処置が必要である。(P321)
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
 飲み込んだ場合、口をすすぎ直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続け、直ちに医師の手当てを受けること。
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
- 保管** 可燃物及び禁忌物質から離して、施設して保管すること。
- 廃棄** 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 単一製品
 化学名又は一般名 硝酸ソーダ

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
硝酸ナトリウム	99%	NaNO_3	(1)-484	既存	7631-99-4

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

4. 応急措置

- 吸入した場合** 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合** 皮膚を多量の水と石鹸で洗うこと。外観に変化が見られた場合は、必要に応じて医師の診断を受けること。
- 眼に入った場合** 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合** 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 口をすすぎ、医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 消火剤** 大量の水、水噴霧、泡消化剤
 粉末消火剤
- 使ってはならない消火剤** 情報なし
- 特有の危険有害性** 加熱により容器が爆発するおそれがある。
 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。
- 特有の消火方法** 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護** 消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具（ホースマスク等）を着用するのが望ましい。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項** 環境中に放出してはならない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材** 危険でなければ漏れを止める。
 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で覆い更にプラスチックシートで飛散を防止する。
 漏洩物の除去や廃棄処理は専門家の指示による。
 少量の場合、漏洩物は清潔なシャベルを用いて、清潔な乾燥した容器に

二次災害の防止策

入れ、ゆるく覆いをして漏洩場所から移す。
 漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の水で洗い流す。
 可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

消防法の規定に従う。

安全取扱注意事項

接触、吸入又は飲み込まないこと。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

使用前にMSDSを読み、安全注意を理解してから取り扱うこと。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

衛生対策

保管

安全な保管条件

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根、はりを不燃材料で作ること。

燃焼性物質及び可燃物から離して保管すること。

容器を密閉して直射日光や火気を避け、換気の良い冷暗所で施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
硝酸ナトリウム	未設定	未設定	

設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度を下げる為、換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具

呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼の保護具

眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态

固体

形状

結晶状粉末

色

半透明～白色

臭い

無臭

臭いのしきい(閾)値

データなし

pH

情報なし

融点・凝固点

306.8℃

沸点、初留点及び沸騰範囲

380℃

引火点

引火せず

燃焼又は爆発範囲

下限

データなし

上限

データなし

比重(密度)

2.270

溶解度

水に可溶

n-オクタノール/水分分配係数

情報なし

自然発火温度	情報なし
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	加熱による分解 可燃性や還元性の物質と反応
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる
危険有害反応可能性	加熱により分解して窒素酸化物、酸素を生じ、火災の危険性を増大させる。強力な酸化剤で、可燃性や還元性の物質と反応し、火災や爆発の危険性をもららす。
避けるべき条件	加熱
混触危険物質	可燃性や還元性の物質
危険有害な分解生成物	窒素酸化物、酸素

11. 有害性情報

急性毒性	
経口	ラットLD50値：3700mg/kg (EPA RED, (1991)) に基づき、分類JISによる基準の区分外 (国連分類による基準の区分5) とした。ガイダンスでのJIS分類に合わせた変更である。
経皮	ウサギLD50値：<2000mg/kg (EPA RED, (1991)) であるが区分1から4のどれに該当するか不明なため分類できない。
吸入	吸入 (気体)：GHSの定義による固体である。 吸入 (蒸気)：データなし。 急性毒性：吸入 (粉じん、ミスト)：データなし。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	EPA RED (1991) に72時間後にmildsまたはlightの刺激性との記載があることから区分外 (国連分類の区分3) とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	角膜混濁が生じ72時間以内に回復した (EPA RED (1991)) との記載により区分2Bとした。
呼吸器感作性	データなし。
皮膚感作性	データなし。
生殖細胞変異原性	In vivo試験でマウスの骨髄を用いた小核試験で陽性であること (IARC Vol.94 (2010), ECETOC TR27 (1988)) から区分2とした。同じ報告でラットの染色体異常は陽性、マウスの染色体異常では明らかな陽性結果は得られていない (ECETOC TR27 (1988)) 元文献確認済 Mutat Res 155, 121-125 (1985))。In vitro試験ではエームス試験で陰性、陽性、培養細胞を用いた染色体異常試験で陽性の報告 (IUCLID (2000)) がある。
発がん性	データがなく分類できない。なお、IARC (IARC Vol.94 (2010)) は食物中、飲水中の硝酸塩のヒトでの発がん性は不確実な証拠であるとしている。そのうえで経口摂取による硝酸塩または亜硝酸塩が生体内でニトロソ化された場合の発がん性を2Aと評価している。IARCの総合評価には、「ヒトの体内では硝酸塩と亜硝酸塩の変換が起こること。消化管の酸性条件では亜硝酸塩から生ずるニトロソ化物が二級アミン、アミドなど特にニトロソ化されやすい物質とともに直ちにN-ニトロソ化合物に変化する。硝酸塩、亜硝酸塩、ニトロソ化物の追加摂取により、これらのニトロソ化条件はさらに促進される。ある種のN-ニトロソ化合物はこれらの条件下で既知の発がん性物質を形成することがある。」との追加記載がある。
生殖毒性	モルモットを用いた飲水試験で妊娠率は低下したが、生殖器への影響はみられなかったとの報告 (IUCLID (2000)) があるが、詳細が不明で、データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した15人の兵士がメトヘモグロビン血症になり約15gを摂取した13人が死亡し、5gを摂取した2人が生存した (ECETOC TR 27 (1988)) ことから区分1 (血液) とした。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	水溶性硝酸塩一般についての慢性毒性として、硝酸塩を含む食事、水を

露) 摂取した幼児にメトヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤として硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムを、尿路結石防止剤として硝酸アンモニウムを投与された患者にメトヘモグロビン血症がみられる (ECETOC TR27 (1988)) ことから区分1 (血液) とした。このほか硝酸塩の影響として心臓等への影響が報告されているが、メトヘモグロビン血症による酸素欠乏の二次的影響 (EHC 5 (1978)) と考えられる。データなし。

吸引性呼吸器有害性

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 (急性) 魚類 (ニジマス) での96時間LC50=1685mg/L (SIDS, 2008) であることから、区分外とした。

水生環境有害性 (長期間) 難水溶性でなく (水溶解度=730000mg/L (PHYSPROP Database, 2009))、急性毒性が低いことから、区分外とした。

生態毒性 情報なし

オゾン層への有害性 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていないため。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体はその処理を行なっている場合はそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装 関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 I M Oの規定に従う。

UN No. 1498

Proper Shipping Name SODIUM NITRATE

Class 5.1

Packing Group III

Marine Pollutant Not applicable

Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code Applicable

航空規制情報 I C A O / I A T Aの規定に従う。

UN No. 1498

Proper Shipping Name SODIUM NITRATE

Class 5.1

Packing Group III

国内規制

陸上規制 消防法の規定に従う。
道路法規則に従う。

海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1498

品名 硝酸ナトリウム

国連分類 5.1

容器等級 III

MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。

国連番号 1498

品名 硝酸ナトリウム

国連分類 5.1

等級 III

緊急時応急措置指針番号 140

15. 適用法令

労働安全衛生法	危険物・酸化性の物（施行令別表第1第3号）
水質汚濁防止法	有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条）
消防法	第1類酸化性固体、硝酸塩類（法第2条第7項危険物別表第1・第1類）
海洋汚染防止法	査定物質（Z類同等の有害液体物質）（環境省告示）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	酸化性物質類・酸化性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	酸化性物質類・酸化性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・酸化性物質類（酸化性物質）（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
水道法	有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）

16. その他の情報

参考文献	16112の化学商品、化学工業日報社（2012）
その他	この情報は新しい知見により改訂されることがありますのでご了承ください。ここに記載された情報は、当社で調査できる範囲の情報であり、情報の正確さは保証するものではありません。化学品には予見できない有害性があるため取扱いには細心の注意を払ってください。本品の適正な使用については、使用者において行ってください。